

都内自治体の介護者支援（介護者への支援）の現状と課題を考える

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 都内自治体の現状

都内自治体（23区、多摩26市）の現状は以下のとおりである。ただしホームページからの検索であり、「介護者への支援」もしくは「介護者支援」「家族会議者」などと検索すれば、該当するページがすぐにみつかる自治体もあれば、当該データが容易にみつからない自治体もあって、データは正確ではない。おおまかな現状と理解していただきたい。

<23 特別区>

- ◇ 千代田区
介護カウンセリング、認知症高齢者在宅支援ショートステイ、家族介護者教室
- ◇ 中央区
介護者教室、おとしより介護応援手当、介護者慰労（食事券、マッサージ券、旅行券を、10,000円を単位とし合計30,000円を限度に年1回支給）、介護者交流会
- ◇ 港区
介護家族の会への支援、認知症高齢者の介護家族への支援、緊急医療短期入所の実施、高齢者宿泊デイサービスの実施、介護マークの普及
- ◇ 新宿区
介護者講座・家族会、介護者講座や家族会への参加支援、認知症介護者支援事業、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業、高齢者緊急ショートステイ事業、家族介護慰労金の支給、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、男性の育児・介護サポート企業応援事業
- ◇ 文京区
ショートステイサービスの整備、認知症家族交流会・介護者教室、院内介助サービス、寝たきり高齢者紙おむつ支給
- ◇ 台東区
介護者のためのサロン、認知症高齢者の家族のための介護・こころのケア相談、男性の介護への参画に向けた取り組み
- ◇ 墨田区
重症心身障害児（者）介護者支援事業、認知症家族介護者教室（認知症家族会）、認知症カフェ、男性介護教室（ケアMENすみだ）
- ◇ 江東区
重症心身障害児（者）在宅介護者支援事業、認知症家族介護者教室・交流会、家族介護者慰労金支給事業、家族介護高齢者出張三療サービス事業、シルバースティ事業、高齢者家族介護教室事業
- ◇ 品川区
在宅介護者研修事業、介護者向けの講座や研修事業の充実、家族介護者支援事業
- ◇ 目黒区
在宅療養支援病床確保事業、介護マークの普及、介護者の会
- ◇ 大田区
家族介護者情報誌「ゆうゆう」の発行、家族介護者支援ホームヘルプサービス（介護保険の訪問介護とは、サービス内容に違いがある）、介護者養成講座
- ◇ 渋谷区

- ◇ 介護者リフレッシュ交流会、家族介護者教室
- ◇ 中野区
家族介護教室、家族会、認知症カフェ
- ◇ 杉並区
認知症高齢者家族安らぎ支援、高齢者いっときお助けサービス、家族介護教室、ほっと一息
介護者ヘルプ、介護者の会への支援、家族介護慰労金
- ◇ 豊島区
認知症介護者の会、介護者への講座（認知症介護者支援講座）、介護者のための「がんばら
ない介護講座」、家族介護慰労金
- ◇ 北区
家族介護者リフレッシュ事業、家族介護者教室、高齢者・介護者のこころの相談室
- ◇ 荒川区
介護者教室、介護者の休養や旅行の場合の緊急一時保護事業、重症心身障がい児者留守番看
護師派遣事業
- ◇ 板橋区
「介護マーク」の配付、認知症カフェ、認知症の方を介護する家族のための講座、認知症高
齢者外出支援事業「ごいっしょサービス」、認知症の方を介護する家族交流会
- ◇ 練馬区
総合相談支援（高齢者支援センター）、家族介護者教室、家族介護慰労金
- ◇ 足立区
あだち1万人の介護者家族会、家族介護者教室
- ◇ 葛飾区
認知症家族会、認知症カフェ（オレンジカフェ）、一時介護事業、「認知症家族・介護者」の
ための認知症・BPSD 介護マニュアル（葛飾区医師会版）
- ◇ 江戸川区
介護予防教室・介護者交流会、介護者激励事業、認知症地域支援推進員の配置、熟年者と
介護者のための相談、ショートステイ（短期入所・日中一時支援（緊急一時保護⇒介護者の
疾病など））

<多摩26市>

- ◇ 八王子市
認知症家族サロン、八王子ケアラズカフェわたぼうし（常設型）、家族会等
- ◇ 立川市
介護予防教室「家族介護者の集い」、家族介護慰労金支給事業、生活支援ショートステイ事
業（介護者の病気や事故など）、徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ◇ 武蔵野市
家族介護支援プログラム（市内在宅介護支援センターやデイサービスセンターが行う家族介
護者の交流の場の提供、介護についての講座など）、支え合いのしくみ～家族介護者編～（家
族会議者の話し合い、情報交換の場）、家族介護者交流マップの配布、家族介護者の集い
- ◇ 三鷹市
社会福祉協議会等との協働による家族介護者交流事業等の充実（「介護者のつどい」「介護者
談話室」等）、家族介護慰労金
- ◇ 青梅市
徘徊高齢者家族支援サービス事業、家族介護教室、家族介護慰労金
- ◇ 府中市
はいかい高齢者家族支援サービス、家族介護者の会、認知症高齢者の自動車運転を考える家
族介護者のための支援マニュアル
- ◇ 昭島市
窓口相談の充実、訪問相談の充実、家族介護教室、紙おむつの支給、在宅介護リフレッシュ
事業、家族介護慰労事業
- ◇ 調布市

相談体制の充実、高齢者の介護に関する講座等の充実、「だれでもカフェ」（調布ゆうあい福祉公社による認知症の家族介護者の交流と相談の場、当事者の居場所）

- ◇ 町田市
臨床心理士による介護者等相談、家族介護者交流会、家族介護者教室
- ◇ 小金井市
介護者への相談、家族介護教室、家族介護継続支援、やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）、特別短期生活介護（緊急ショートステイ、認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル
- ◇ 小平市
家族介護支援特別事業実施要綱（家族介護教室、家族介護者交流事業、徘徊高齢者家族支援サービス事業）
- ◇ 日野市
認知症家族介護者支援講座、認知症家族介護者交流会
- ◇ 東村山市
高齢者家族介護者の支援事業に関する規則（研修旅行、家族等間の交流会、その他市長が有益と認める家族等の支援）、家族介護者の集い「らくらっく」
- ◇ 国分寺市
認知症家族介護者交流会、家族介護者会の組織化、家族介護者交流事業、介護者教室、はいかい高齢者など家族支援サービス、家族介護慰労金
- ◇ 国立市
介護者支援講座、短期入所介護（ショートステイ）、家族介護者交流会、家族介護者慰労金
- ◇ 福生市
家族介護者教室、介護者相互の交流会「オレンジカフェ ふっさ」
- ◇ 狛江市
家族介護者の会開催、家族介護教室
- ◇ 東大和市
家族介護継続支援事業、ケアラー支援事業（こころの相談（予約制）、交流の場の開催、各種講座の開催、訪問相談（障害者のみ））、東大和ケアラーズカフェほのぼの、家族介護慰労金
- ◇ 清瀬市
家族介護者等の負担軽減（レスパイト対策の充実）、認知症高齢者を介護する家族交流会（ゆりの会）の開催、紙おむつの給付、家族介護慰労金、徘徊探索サービス（高齢者位置情報端末機の貸与）
- ◇ 東久留米市
認知症介護者家族会、家族介護者教室、認知症サポーター養成講座の充実、脳の健康教室（読み書き計算等の学習会）の開催
- ◇ 武蔵村山市
介護者の集い場や認知症カフェ推進、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業（寝たきり高齢者等に対するおむつの給付、家族介護慰労金の支給）
- ◇ 多摩市
家族介護者教室・講座、認知症カフェなどの集いの場、認知症の人や家族等が身近に相談できる窓口の設置
- ◇ 稲城市
介護者の集い、家族介護教室、介護者交流会、認知症の方を介護している家族の会
- ◇ 羽村市
徘徊高齢者探索サービス事業、高齢者おむつ給付事業、家族介護交流会、家族介護慰労金
- ◇ 稲城市
高齢者おむつ等給付事業、家族介護慰労金支給事業、介護教室、家族介護慰労金
- ◇ 西東京市
家族会・介護者のつどいの支援、介護講習会の開催、家族介護者の負担軽減のため

のショートステイの充実、家族介護者等の専門相談事業の推進、高齢者緊急短期入所サービス、家族介護慰労金

2. 都内自治体の取組みの特徴

(1) 西東京市の取組みの体系

西東京市は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の第2部「基本理念の実現に向けた施策の展開」に家族介護者への支援を位置づけている。その施策の大系は他の自治体の参考になると思われる。

家族介護者への支援（西東京市）

(1) 家族介護者支援のしくみづくり

施策	内 容
① 家族会・介護者のつどいの支援	家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集い交流の機会や、情報提供や学びの機会としてサロンの開設や、ケアについて正しく理解してもらうために講習会を実施するなど、場・機会の提供に向けて取り組む。

(2) 家族介護者の負担の軽減

施策	内 容
① 介護講習会の開催	家族介護者に対して、介護技術の向上や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得できる介護講習会を開催する。
② 家族介護者の負担軽減のためのショートステイの充実	家族介護者が日常的なケアから一時的に解放され、心身の疲れを癒してリフレッシュできるようにショートステイを充実する。
③ 家族介護者等の専門相談事業の推進	高齢期の精神症状に悩む家族介護者や支援者が気軽に相談することができ、対応方法を知り精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者等の専門相談事業を実施する。
④ 高齢者緊急短期入所サービス	介護する者の病気、けがその他の緊急事態により適切な介護を受けることができなくなったため、緊急に施設入所による保護が必要な高齢者に対して、高齢者施設等のベッドを確保している。
⑤ 家族介護慰労金	過去1年以上住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たして、市内に住所を有する高齢者を介護する家族に対し、在宅生活の継続及び向上のために慰労金を支給する。

(2) 武蔵野市の家族介護支援プログラムなど

武蔵野市の「家族介護支援プログラム」と「支え合いのしくみ～家族介護者編～」も特徴のあるものだと思うので紹介する。

■ 6月の家族介護支援プログラム（内容のみ紹介） 主催はディサービスセンターなど

6月3日（土）13時～15時

『ほっとカフェ&リラクゼーション』

介護者自らがリフレッシュするためのリンパマッサージ・アロマストレッチなどの講習を行います。

参加費：５００円、持ち物：フェイスタオル１枚

共催：武蔵野赤十字在宅介護・地域包括支援センター

６月９日（金）１３時～１５時

『喫茶 エリカ』

在宅で介護されている方同士でお茶を飲みながら気軽に悩みや不安を話したり、情報交換をしたりしましょう。

６月１０日（土）６月２４日（土）１３時３０分～１５時

より良いコミュニケーションのために－秋桜の会－

失語症や構音障害などでコミュニケーションに課題を感じているご家族がより良いコミュニケーションの取り方を相談でき、当事者同士の交流もできる会です。

*相談無料・当事者の参加費１００円（お茶代・資料代）

６月１０日（土）１０時～１１時３０分

介護家族のひろば

介護にまつわる悩み、心配、疑問など、アドバイザーと一緒に考えませんか。

講師：酒井陽子（社会福祉士・介護福祉士）

６月１７日（土）１３時～１５時

『ほっとカフェ』

「介護者の心と身体の健康を守る」をテーマに介護家族などがおいしいコーヒーを飲みながらのんびりできる居場所を目指しています。参加費：１００円

共催：麦の会・武蔵野赤十字在宅介護・地域包括支援センター

６月１７日（土）１３時～１５時

『より処 親の家』

日頃の介護にまつわる悩みや疑問など、一緒におしゃべりしましょう。また、家族介護経験者の方の工夫やお知恵を拝借したり、専門家のアドバイスや情報提供も受けられます。美味しいコーヒーとお茶菓子付

６月１７日（土）１４時～１６時

「みんなで歌おう、合唱コンサート」

ギターやピアノの伴奏に合わせて、懐かしい童謡や唱歌、歌謡曲などをみんなで合唱します。どなたでも参加できます。

（以下のプログラムは省略）

■ 支え合いのしくみ～家族介護者編～ 主催はディサービスセンターなど

家族を介護されている方が不安や悩みを話したり、情報交換などをする場所が紹介されている。

- ・『武蔵野館 家族介護者向け教室』 不定期 年6回程度開催
- ・『より処 親の家』 ～本音で語り合える 毎月第3土曜日 13:00～15:00
- ・『さくらちゃんの介護教室』 家族介護支援に関する講演会など 不定期 年8～9回開催
- ・『ほっとカフェリラクゼーション』 毎月第1土曜日 13:00～15:00
- ・『ほっとカフェ』 毎月第3土曜日 13:00～14:30
- ・『山桃の会』 失語症の方とその家族 毎週水曜日 13:00～14:30
- ・『喫茶エリカ』 毎月 第2金曜日 13:00～15:00
- ・『みどりの輪』 毎月第4金曜日(8、12月除く) 13:30～15:00
- ・『介護家族のひろば』 偶数月第2土曜日 10:00～11:30
- ・介護者の集い『だんだん畑』 毎月第4木曜日 13:30～15:00
- ・『ほほえみサロンゆとりえ』 偶数月20日 13:30～15:00
- ・家族介護者のサロン『十色の会』 奇数月第2金曜日 13:30～15:30
- ・失語症の方とその家族を支援『秋桜(こすもす)の会』 毎月第2・第4土曜日 13:30～15:00

(3) 小平市家族介護支援特別事業実施要綱と東村山市高齢者家族介護者の支援事業に関する規則

□ 小平市家族介護支援特別事業実施要綱

https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/gl35RG00000615.html

この要綱は、「介護保険法第115条の45第3項第2号の規定に基づく家族介護支援特別事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者(法第9条第2号に規定する第2号被保険者で、法第7条第3項第2号に規定する特定疾病により要介護者となっているものを含む)を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする」としている。

事業内容は先に述べたように3つである。なお全国的にみると、天草市、南アルプス市、高千穂町などで同様な実施要領が制定されている。ま

□ 東村山市高齢者家族介護者の支援事業に関する規則

http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/f200RG00000691.html

この規則は、「ねたきり又は痴呆性的高齢者を介護する家族等に対し、情報交換等の場を提供することにより、介護者の心身の元気回復を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする」としている。

同様な規則は長崎市、近江八幡市などで制定されている。

3. 今後の課題

(1) 施策の体系の整備

課題として上げられるのは、まず施策の体系化である。この課題では西東京市の取り組みや、事業実施要綱や支援事業に関する規則が参考になる。支援事業を体系化した上で、要領や規則ではなく条例化を目指すべきである。一般社団法人 ケアラー連盟が提案しているケアラー支援法案（介護者支援の推進に関する法律案）の成立を展望しつつ、ケアラー支援法を踏まえた介護者支援条例の策定を求めたい。

(2) 拠点の整備と人材の確保

ケアラー法案では基本的施策として次の6点を上げている。

- ① 「ケアラー手帳」の交付及び活用等
- ② ケアラーアセスメントの実施
- ③ 地域における介護者支援のための拠点の整備等
- ④ 人材の確保等
- ⑤ 教育及び啓発
- ⑥ 介護者に対する経済的支援の方策の検討

先に上げた武蔵野市の「家族介護支援プログラム」と「支え合いのしくみ～家族介護者編～」では、市内に介護者の交流スペースが10か所存在する。武蔵野市の在宅介護支援センターは市内に6か所あるから、介護者の交流スペースはそれよりは多い。

しかし今後は、地域包括ケアシステム構築の中で、さまざまな機能を複合的に備えた居場所・サロン等を、小さな地域（たとえば小学校単位）に確保していくことが必要である。人材の確保、育成もそうした取り組みの中で考えていかなければならない。

(3) 資金・事業費の確保

居場所やサロンは、それ単独では資金・事業費の確保は難しい。かりにケアラー法ができたとしても、国や都道府県、市区町村からの十分な補助金等の支出は簡単ではない。

武蔵野市の交流スペースは、主にはディサービスセンターなどに併設されている。やはり、他の地域・生活福祉事業と組み合わせ、複合的に、さまざまな機能を混ぜ合わせた事業展開を図ることが現実的であろう。

※本稿は「季刊アドボカシー」8月号の原稿として準備したものです。